

宇部市監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和8年6月1日

宇部市監査委員

濱 田 修 二

河 口 雅 邦

鴻 池 博 之

令和8年(2026年)4月17日

定期監査の結果に関する報告

宇部市監査委員

濱田修二

河口雅邦

鴻池博之

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査に関する報告を下記のとおり決定した。

記

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 健康福祉部
- 3 監査の期間 令和8年(2026年)2月10日から令和8年(2026年)4月17日まで
- 4 監査の着眼点 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。
- 5 監査の実施内容 今回の監査は、令和7年度に執行された事務事業のうち、監査の実施項目を定めて令和7年12月末日現在の状況を対象に実施した。
 監査に当たっては、宇部市監査基準に準拠し、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取した。
- 6 監査の結果 所掌事務のうち、予算の執行事務、収入事務及び現金取扱事務、支出事務、契約検収事務、財産管理事務について、上記1から5までの記載事項のとおり監査した結果、概ね良好な事務処理がなされているものと認められた。
 しかしながら、収入事務及び現金取扱事務において収入未済が生じていたほか、契約検収事務において決裁区分に誤りがあるものや契約手続が適切でないものなどの事例が見受けられた。適正な事務処理に努めていただきたい。
 なお、その他軽微な注意事項については、監査の過程において指導を行った。